	図面に示す部分に限る。）まで、清水東町、清水本町（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、高平二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、龍田三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鶴羽田一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八景水谷一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び山室一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで
熊本県合志市	須屋（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る道路の区間のうち当該区域に含まれる道路の区間に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十八　陸上自衛隊別府駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
大分県別府市	大分県別府市	大分県別府市
大字鶴見四千五百四十八番地百四十三	大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）	朝日ケ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、扇山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目及び七丁目、大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）、大字南立石（次の図面に示す部分に限る。）、小倉町（次の図面に示す部分に限る。）、大畑町（次の図面に示す部分に限る。）、竹の内町（次の図面に示す部分に限る。）、堀田（次の図面に示す部分に限る。）、次売（次の図面に示す部分に限る。）、南立石生目町（次の図面に示す部分に限る。）、南立石板地町（次の図面に示す部分に限る。）並びに南立石本町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る道路の区間のうち当該区域に含まれる道路の区間に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十九　陸上自衛隊別府駐屯地大分分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
大分県大分市	大分県大分市	大分県大分市
大字鴛野百二十九番地	大字鴛野及び大字旦野原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字鴛野（次の図面に示す部分に限る。）、大字鴛野敷戸駅北町（次の図面に示す部分に限る。）、大字片島（次の図面に示す部分に限る。）、大字下判田（次の図面に示す部分に限る。）、大字寒田（次の図面に示す部分に限る。）、大字寒田南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字旦野原（次の図面に示す部分に限る。）、大字旦野原花の木坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字中判田（次の図面に示す部分に限る。）、大字松岡（次の図面に示す部分に限る。）、京が丘南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、敷戸北町、敷戸台一丁目及び二丁目、敷戸西町、敷戸新町、敷戸南町、敷戸台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高江中央一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高江北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、寒田（次の図面に示す部分に限る。）、星和台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、判田台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、ひばりケ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、芳河原台

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る道路の区間のうち当該区域に含まれる道路の区間に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十　陸上自衛隊湯布院駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
大分県由布市	大分県由布市	大分県由布市
湯布院町川上九百四十一番地	湯布院町川上（次の図面に示す部分に限る。）	湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町川南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）